前文中「第一号イ」を「第一号ハ、第二号ロ及び第三号イ」に、「第一に」を「第一から第三までに」に、「第二」を「第四」に改める。

第二を第四とし、第一中「建築物の倒壊」を「令第百三十七条の二第三号イに規定する建築物の倒壊」に改め、「（以下「屋根ふき材等」という。）」を削り、第一第一号イ中「建築基準法施行令（以下「令」という。）」を「令」に、「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同号ロ中「（令第百三十七条の十四第一号に規定する部分（以下この号において「独立部分」という。）であって、増築又は改築をする部分以外の独立部分を除く。以下同じ。）」を削り、「第四十三条」を「令第四十三条」に、「第四十六条」を「令第四十六条」に改め、第一第二号中「次のイからハまで」を「第一第一号」に改め、同号イからハまでを削り、第一第三号中「屋根ふき材等」を「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁」に、「昭和四十六年建設省告示第百九号に定める基準に適合すること」を「第一第二号に定めるところによる」に改め、第一を第三とし、第三の前に次のように加える。

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十七条の二第一号ハに規定する建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一　建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二十条第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第百二十九条の二の四第三号の規定に適合すること。

ロ　建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、令第百二十九条の二の五第一項第二号及び第三号の規定に適合すること。

ハ　建築物に設ける令第百二十九条の三第一項第一号及び第二号に掲げる昇降機は、令第百二十九条の四、令第百二十九条の五（これらの規定を令第百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）、令第百二十九条の八第一項の規定に適合するほか、当該昇降機のかごが、かご内の人又は物による衝撃を受けた場合において、かご内の人又は物が昇降路内に落下し、又はかご外の物に触れるおそれのない構造であること。

二　屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、昭和四十六年建設省告示第百九号に定める基準に適合すること。

第二　令第百三十七条の二第二号ロに規定する建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一　建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ　地震に対して、法第二十条第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算（それぞれ地震に係る部分に限る。）によって構造耐力上安全であること又は平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめること。

ロ　地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。

二　建築設備については、第一第一号に定めるところによる。

三　屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

人事異動

国　税　庁

（国税庁長官官房審議官）財務事務官　百嶋　計

国税庁長官官房厚生管理官事務取扱を命ずる

（国税庁長官官房厚生管理官）同　岡根　秀規

財務省に出向させる

（熊本国税局長）同　古澤　誠

熊本国税局総務部長事務取扱を命ずる

（熊本国税局総務部長）同　池田　義典

財務省に出向させる

（札幌国税局調査査察部長）同　畔木　博則

（仙台国税局課税第二部長）同　加藤　靖仁

（関東信越国税局徴収部長）同　石川　修

（東京国税局調査第二部長）同　田口　雄

（東京国税局調査第四部長）同　並松　晴行

（金沢国税局徴収部長）同　前田　恒一

（名古屋国税局徴収部長）同　鈴木　久市

（大阪国税局課税第一部長）清澤　由己

（大阪国税局徴収部長）同　今井　和弘

（広島国税局課税第二部長）同　高村　裕文

（高松国税局徴収部長）同　西村　進

（福岡国税局徴収部長）同　倉地　和敏

（熊本国税局徴収部長）同　今村　勇二

（札幌中税務署長）同　西本　裕登

（札幌北税務署長）同　山本　和雄

（札幌南税務署長）同　舟山　和晴

（札幌西税務署長）同　嶋田　和彦

（函館税務署長）同　髙橋　松雄

（釧路税務署長）同　清水　一夫

（帯広税務署長）同　行場　孝之

（岩見沢税務署長）同　髙桑　茂

（滝川税務署長）同　大場　壽彦

（深川税務署長）同　平澤　博文

（青森税務署長）同　佐藤　旬

（盛岡税務署長）同　藤村　和男

（花巻税務署長）同　羽川　博一

（二戸税務署長）同　三浦　邦雄

（仙台北税務署長）同　菅野　仁

（仙台中税務署長）同　門脇　功

（仙台南税務署長）同　鈴木　敏夫

（古川税務署長）同　佐藤俊太郎

（大河原税務署長）同　大内　弘一

（秋田南税務署長）同　照井　透

（本荘税務署長）同　相馬　輝男

（山形税務署長）同　加賀谷清孝

（鶴岡税務署長）同　金澤　德吉

（新庄税務署長）同　我妻　淳一

（寒河江税務署長）同　岡村いち子

（福島税務署長）同　木幡　四郎

（会津若松税務署長）同　三澤　隆

（郡山税務署長）同　石川　隆雄

（須賀川税務署長）同　千葉富美男

（水戸税務署長）同　横山　薫

（宇都宮税務署長）同　松枝　正義

（佐野税務署長）同　中井　好美

（前橋税務署長）同　五十嵐徹夫

（館林税務署長）同　門澤　武男

（川越税務署長）同　神田　福男

（熊谷税務署長）同　今井　公一

（西川口税務署長）同　笠原　光雄

（浦和税務署長）同　和栗　正栄

（本庄税務署長）同　関　篤

（東松山税務署長）同　近藤　博

（新潟税務署長）同　鈴木　茂夫

（巻税務署長）同　山岸　紀文

（長野税務署長）同　古俣　敏隆

（上田税務署長）同　宮島　文夫

退職（各通）

（横須賀税務署長）同　小林　秀一

東京国税局総務部付を命ずる

（横須賀税務署副署長）同　金子　剛

横須賀税務署長心得を命ずる

（千葉東税務署長）同　石鉢　隆雄

（市川税務署長）同　陳野原則男

（船橋税務署長）同　清宮　義男

（館山税務署長）同　髙木幸次郎

（松戸税務署長）同　塩谷　資義

（茂原税務署長）同　上野　登

（成田税務署長）同　目時　公英

（東金税務署長）同　草野　要

（麹町税務署長）同　霜山　明夫

（神田税務署長）同　有働　和明